1
2019
January

## ご存知ですか？国土交通省「すまい給付金」制度

「すまい給付金」制度は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設した制度です。

住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減をはかるものです。このため、収入によって給付額が変わる仕組みとなっています。

詳細は、事務局までお問い合わせください。

問合せ
すまい給付金事務局
☎0570-064-186

## 国税庁のホームページ タックスアンサーのご利用と電話相談センターについて

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。

◆国税庁HPアドレス
www.nta.go.jp/

◆電話相談センターのご案内

国税庁では、電話による国税に関する一般的なご相談を、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けております。最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

なお、確定申告期におきましては、番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、こちらもご利用ください。

## 確定申告は2月18日から3月15日まで

給与所得者で確定申告しなければならない場合についてお知らせします。

◆確定申告が必要な人

給与所得者のうち下記に該当する場合には確定申告が必要となります。

- 給与収入が2千万円を超える場合
- 各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える場合
- 2か所以上から給与を受け、主たる給与以外の給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える場合

◆確定申告をすれば税金が戻る人

給与所得者で確定申告の必要のない方でも、次のような場合で源泉徴収された税金が納めすぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されることがあります。

- 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合
  ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が、医療費控除などの他の適用を受けるために確定申告をする場合は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告を行う必要があります。
  還付申告をする場合は、その他の各種所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

問合せ
八雲税務署
☎0137-63-2148

## 法テラス八雲通信

### 相続人がいない場合の遺産の行方

■人が亡くなると、皆さんご存じのように、配偶者や子ども、兄弟姉妹などの相続人に対する相続が発生します。では、相続人が全くいない場合、つまり、「相続人不存在」の場合、故人が残した財産はどのように扱われるのでしょうか？

■相続人不存在が判明した場合、通常、家庭裁判所より遺産を管理するための「相続財産管理人」が選任されます（多くの場合、弁護士などの法律専門家が選任されます）。相続財産管理人は、相続人が本当に存在していないかどうか、故人に対してお金を貸したりしていた人（相続債権者）がいないか、等を調査し、必要な支払いがあるかどうかを確定します。そして、すべての必要な支払いが終わったうえで、残った財産があれば、それらは国庫に帰属することになります。

■このように、相続人となるような身内がいない場合、遺産は最終的に国のものとなってしまいます。そこで、身内ではないけれどお世話になった人がいるという方や、遺産を引き継いでもらいたい人がいるという方については、あらかじめ「遺言書」を作成しておくことをおすすめします。遺言書を書くことによってはじめて、相続権がない人に対しても、「遺贈」（遺言で贈与すること）を実現することができるのです。

■生涯未婚率の上昇や、独居の高齢者の増加により、相続人不存在の状態は今後さらに増えていくものと予想されます。死後の財産の行き先についても自らの意思を反映させるために、遺言書を作成しておくことは、ますます重要になってくるのではないでしょうか。

■さて、当事務所では、今回紹介した相続や遺言に関する法律相談をはじめ、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、３回までの無料法律相談や、ご自宅・入居施設等への出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（050 - 3383 - 8366）」まで相談予約のお電話をお寄せください。

法テラス八雲法律事務所　弁護士　鳴本　翼
☎050－3383－8366

## ストップ！消費者問題

全国の消費生活センター等には「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や「保険金が出るようサポートするので住宅修理をしないか」など「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。

消費者へのアドバイス
1．「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約をしないこと
2．保険契約の内容や必要書類を確認し、まず保険会社に相談すること
3．うその理由で保険金を請求することは絶対にやめること

もし、このような電話等がきたら相手にせず、電話を切り、役場や交番に連絡してください。

今金町は引き続き消費者行政の維持強化に努めてまいります。

問合せ
・せたな警察署今金交番
☎82-0435
・役場まちづくり推進課
☎82-0111

## 冬山登山の遭難にご注意してください！！

事故を防ぐためにも、単独での入山は避け、二人以上で声を掛け、注意しましょう。

*緊急時の連絡先*
- 警察署・・・☎「110番」
- 今金消防署・・・☎「82-0519」

■今金町では遭難捜索費用を捜索依頼者に負担していただいております

## 目指せ車いす！

リングプル回収事業

○ 現在ストック量…680kg
車いす交換まであと20kg
※700kgで車いす一台と交換できます

今金町社会福祉協議会

## ゆかりの方にPRください~ふるさと納税~

たくさんの期待や思いをお待ちしております。皆さんのお知り合いに、是非、ご紹介ください。

■平成30年度現在 1,182件 1108万3000円

11月末現在の情報です。
※詳しくは、役場総務財政課総務グループ又はホームページへ

## 北海道電力からのお願い

○この冬も引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力をお願いいたします。
○詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。

ほくでん節電　検索




**今金町ふるさと応援大使阿知波悟美さん主演のミュージカル**

まちづくり推進課でチケット取り扱っています。

## 110番の適切な利用をお願いします！

110番は、緊急の事件・事故などをいち早く警察へ通報するための緊急電話です。

函館方面本部地域課通信指令室の警察官が受理し、質問しますので、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届出、照会などは、最寄りの警察署、交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「＃9110」の警察相談専用電話をご利用ください。

（せたな警察署　☎0137-84-6110　今金交番　☎82-0435）

## 満タン＆灯油プラス１缶運動

○満タン＆灯油プラス１缶運動とは

「満タン＆灯油プラス１缶運動」とは大規模災害直後、店頭混雑によってガソリン等燃料が入手困難となった状況を回避するために、「日頃から車の燃料を満タンにしておくこと」や「灯油を１缶余分に保管しておくこと」を推奨する運動です。

○災害時の安心のために

石油製品は非常食や飲料水のように簡単に備蓄できません。

９月６日に発生した胆振東部地震のような大規模災害の発生時の安心のために、車は常に満タンを心がける、暖房用の灯油は１缶余分に買い置くことを心がける、「満タン＆灯油プラス１缶運動」へのご協力をお願いします。

【問合せ】北海道経済部産業振興局　環境・エネルギー室
エネルギーグループ　☎011-204-5361

## 消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です！

国税庁



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について
□帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
□レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報
国税庁ホームページ内　消費税の軽減税率制度　をクリック
軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。ぜひご参加ください。
■開催日時、場所については　軽減税率説明会　検索
軽減税率制度に関するお問合せ先　消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）【専用ダイヤル】0570-030-456（受付時間）9:00～17:00（土日祝除く）
軽減税率対策補助金に関するお問合せ先　軽減税率対策補助金事務局　URL http://kzt-hojo.jp/　【専用ダイヤル】0570-081-222（受付時間）9:00～17:00（土日祝除く）

## 今金消防署からのお知らせ

今金町消防団出初式を１月６日（日）に行います。

出初め式当日は、消防団員・消防車による市街地行進パレード、まとい振りを披露しますのご覧ください。（11時25分から13時00分頃まで）

※悪天候によりコースの変更または中止する場合がありますのでご了承ください。



▲昨年の様子

## みんなの広場

◆今月の団体◆
「北陽画会」

「活動についてPRしたい団体を募集しています」



▲活動中のみなさん

今回は、今金町文化協会に加盟する北陽画会について紹介します。同会は、昭和27年から活動しており、昨年には65回目の北陽画会展を開催しました。

現在は、絵画教室の子どもたちも合わせ15名で毎週水曜日14時30分から定例の活動を行っています。また、高齢になってからの入会者も多数おり、子どもたちへの絵画教室の指導も積極的に行っています。

見学・入会希望者は、会長の近藤弘毅さん（☎82-1430）までお願いします。



**地産地消は町民の皆様においしさと安全・**